

## 他区の基幹相談支援センター

### 花見川区障害者基幹相談支援センター

住所：千葉市花見川区畑町591-17  
電話：043-239-6427 FAX：043-239-6428  
mail：hanamigawa-kikan@seishinkai.or.jp  
交通：京成バス「畑町東」バス停より徒歩2分

### 稲毛区障害者基幹相談支援センター

住所：千葉市稲毛区作草部2-4-6  
電話：043-254-0671 FAX：043-290-6530  
mail：inage-kikan@houjin-chibacity-ikuseikai.jp  
交通：千葉都市モノレール「作草部」駅より徒歩2分、千葉シティバス・千葉内陸バス「作草部駅」バス停より徒歩2分

### 若葉区障害者基幹相談支援センター

住所：千葉市若葉区大宮町2112-8  
電話：043-312-2853 FAX：043-265-5405  
mail：wakaba-kikan@wakabaizuminosato.or.jp  
交通：千葉中央バス「大宮市民の森」バス停より徒歩1分、千葉中央バス「東山科入口」バス停より徒歩3分

### 緑区障害者基幹相談支援センター

住所：千葉市緑区おゆみ野4-22-6初芝第5ビル101  
電話：043-312-4891 FAX：043-312-4892  
mail：midori-kikan@mirai-kobo.or.jp  
交通：JR「鎌取」駅より徒歩8分

### 美浜区障害者基幹相談支援センター

住所：千葉市美浜区真砂2-3-1  
電話：043-304-5454 FAX：043-304-6322  
mail：mihama-kikan@shunyoukai.or.jp  
交通：千葉海浜交通バス「東京歯科大正門前」又は「真砂中央公園」又は「2丁目23街区」バス停より徒歩5分

## 千葉市中央区障害者 基幹相談支援センター

### ACCESS

千葉市中央区市場町2-15  
渡辺ビル201号室



JR「本千葉駅」より徒歩7分  
モノレール「県庁前駅」より徒歩5分

### お問い合わせ

TEL 043-445-7733

FAX 043-445-7785

MAIL [chuo-kikan@cckikan.or.jp](mailto:chuo-kikan@cckikan.or.jp)

HP <http://cckikan.or.jp/>



千葉市委託事業

## 千葉市中央区障害者 基幹相談支援センター



私たちは、  
千葉市の誰もが「自分らしく」  
生きられることを目指します

## 基幹相談支援センターとは

障害のある方等が住み慣れた地域でその人らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関するさまざまなご相談をお受けします。また、地域の方や関係機関と連携し、障害のある方を地域全体で支える地域づくりに取り組みます。

※当センターは、障害者総合支援法第77条の2の規定に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、千葉市が委託した団体により運営しています。

### こんなことで 困っていませんか？



生活にこまりごとがある

生きづらさがあり家から出られない

人との関わりがほとんどもてない

障害や病気があるのではと悩んでいる

どこに相談すればいいのかわからない  
等

障害の診断を受けている必要は  
ありません

## 業務内容

### 1 一般的・総合的・専門的な相談支援

ワンストップの相談窓口として、様々な障害の種別や各種のニーズに対応できる相談支援を実施します。

### 2 地域の相談支援体制の強化の取組

- 個別のケース対応について所管区内の相談支援事業所からの相談に応じ、専門的な指導、助言を行うほか、支援が困難なケースに対しては協働して支援にあたります。
- 定期的に事例検討会や研修会を開催し、地域の相談員の人材育成の支援を行います。
- 児童や高齢など障害福祉分野以外の支援者の皆さんとの連携強化にも取り組みます。

### 3 地域移行・地域定着の促進の取組

病院や施設などで長年暮らしているか方たちがグループホームや一人暮らし、家族との生活を始めることを支援します。また、その方たちの生活が安定して継続できるように支援します。

### 4 地域自立支援協議会の運営

障害者が住み慣れた地域でその人らしく暮らしていくような体制作りのための定期的な協議の場である地域自立支援協議会の運営を行います。

### 5 権利擁護・虐待の防止

成年後見制度の利用支援や障害があるご本人の意思決定支援などを行います。また、虐待に至らないように、必要な福祉サービスの導入やご家族への支援を行います。

### 6 障害者相談支援に関する各種 情報収集、集約、発信

地域の相談員が業務に活用できるよう地域における様々な支援機関の情報の収集、集約、発信を行います。

## 01 対象者

市内在住の障害のある方及びそのご家族、地域の方、関係機関  
年齢や障害種別、障害の診断の有無は問いません。

## 02 開所時間

	月	火	水	木	金	土	日
午前	○	○	○	○	○	○	×
午後	○	○	○	○	○	○	×

開所時間：午前9時～午後5時まで

休業日：日曜、祝日、年末年始

※緊急の場合は、開所時間外でも電話に応じます。

## 03 相談方法

電話、FAX、Eメール、LINE、来所、訪問等ご希望にあわせてご相談に応じます。

利用料はかかりません。

